

告 示

埼玉県告示第三百十四号

埼玉県議会令和五年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第十号）、令和四年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び令和四年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕